

平成 21 年 6 月 5 日現在

研究種目：基盤研究 (c)

研究期間：2007 年度から 2008 年度

課題番号：19530527

研究課題名 (和文) 介護事業所の人的資源管理に関する継時的調査研究

研究課題名 (英文) A longitudinal study on human resource management of care business in Japan.

研究代表者

久保 真人

同志社大学 政策学部 教授

研究者番号 70205128

研究成果の概要：

2008 年 5 月から 7 月にかけて全国 9,505 事業所を対象におこなった郵送調査（回収調査票数 2,821 票、回収率は 29.7%）の結果、低く抑えられた介護報酬や介護従事者の確保に疲弊する介護事業所の実態が明らかになった。また、数量的な分析とともに自由記述欄の質的分析から、介護保険制度のいくつかの改善点が示唆された。

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：介護福祉

1. 研究開始当初の背景

2000 年 4 月より実施された介護保険制度によって、わが国における高齢者介護のシステムは行政による「措置」制度から「社会保険」制度へと大きく転換した。高齢化の進展に伴い高齢者介護サービスへのニーズが強まり需要が伸びるとの予想のもとに、社会福祉協議会や社会福祉法人といった福祉に関わってきた既存の事業者だけでなく、株式会社など民間事業者の積極的参入が図られた。しかし、介護保険の導入当初は、運用コストの負担、サービス利用の手控えなどにより、厳しい状況におかれていた事業者も少なくなかった。

研究代表者らの研究グループは、介護保険

導入から半年以上経過した 2000 年 12 月から 2001 年 1 月にかけて、全国の訪問介護サービス事業をおこなっている 13,000 あまりの事業所を対象とした実態調査をおこなった。数ある在宅介護サービスの中で訪問介護は、デイサービス、ショートステイとともに在宅三本柱のひとつとして位置づけられている。事業者の参入が最も多く、ホームヘルパー等に従事する労働者の数も多い。こうしたことを踏まえて、訪問介護サービスに焦点を当て、サービスの利用実態、事業の収支や今後の見通し、経営・雇用管理の問題点などについてデータを収集し、介護保険制度導入後の課題や条件整備の必要性について検討した。

また、この事業所調査に引き続いておこな

ったホームヘルパーの就業意識に関する調査では、介護サービス事業の担い手であるホームヘルパー6,000名余りの就業実態や意識についてのデータを収集し、ホームヘルパーの雇用環境や意識の実態を把握し、急速に拡大したホームヘルパーという職種をとりまく状況や今後の問題点について検討した。

2. 研究の目的

今回、先の調査で把握した介護保険制度導入当初の事業所の経営状況や人的資源管理の実態が、7年を経過した今、どのように変わったかを把握するとともに、高齢化社会を迎えつつあるわが国にとって、これからの介護事業はどうあるべきかについて検討するための基礎資料として活用する目的で、全国の介護サービス事業所を対象とした郵送調査をおこなった。

「身体ケア」から「痴呆ケア」へと介護の軸足が移るにつれ、今後の介護保険制度、ひいては高齢化社会における介護政策の成否の一端は、介護分野が良質なマンパワーをどれだけ確保できるかにかかっている。そこで、今回の調査では、事業所の介護職の人的資源管理の実態が、この7年間に、どのように変わったかを把握するとともに、介護保険制度の見直し、これからの介護職の人的資源管理に及ぼす影響について重点的に検討することとした。

3. 研究の方法

17都道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、京都府、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県）のホームページ上に、2007年11月時点で訪問介護事業者として登録されていた9,505事業所に、郵送によるアンケート調査を実施した（2008年5月～7月）。回収調査票数は2,821票で、回収率は、29.7%であった。

なお、調査票は無記名とし、匿名性を保証するとともに、調査の目的を明示した。また、結果報告書を希望し、調査票の最後に郵送先の記載があった事業所には、後日、本調査の結果をまとめた報告書を郵送した。

4. 研究成果

まず、調査項目の単純集計結果について、その主なものを報告する。

経営状況について、「極めて順調である」を含めて「順調である」と回答した事業所が42.7%、「極めて不調である」を含めて「不調である」と回答した事業所が55.5%であった。研究代表者らがおこなった介護保険制度導入当初の調査では、「赤字である」と回答した事業所が全体の55.8%をしめていた。この間、制度導入当初の混乱がおさまり、市場原

理による事業者の淘汰などがおこなわれてきたにも関わらず、介護サービス事業の経営が依然として不安定であることがうかがえる。

複数回答の介護サービスを提供する上での工夫では、64%の事業所が「研修による介護従事者の質向上」を選択した。二番目以降は、「医療機関との連携」（33.8%）、「多様な介護保険指定サービスの提供」（33.0%）、「他事業所、NPOなどとのネットワーク作り」（20.1%）、「相対契約（横だし）サービスの提供」（19.2%）、「サービス提供時間の拡大（夜間対応など）」（19.2%）などであった。

複数回答の介護サービス提供上の問題点では、「介護報酬額の設定」（67.4%）、「記録や請求など各種書類の作成」（56.5%）、「生活援助サービスの制限」（50.4%）の3項目を、半数を越える事業所が問題としてあげていた。それらに続いては、「介護保険指定サービスの制限事項」（34.6%）、「サービス提供責任者の処遇」（33%）などを選択する事業所が多かった。

最後に、介護サービスを提供する上で最も困っている点については、やはり「介護報酬額の低さ」（27.5%）、「介護従事者確保の困難さ」（25.1%）の二つが突出していた。なお、この間は単数回答であったが、複数の選択肢を選んだ事業所が多く、それらの回答は分析には含まれていない。ただ、背景に「一つだけ」選ぶのが難しいぐらいに、問題が山積している介護サービス事業の現状を読み取ることができのかもしれない。

介護従事者の充足状況では、「十分充足している」も含めて「充足している」と回答した事業所が50.9%、「極めて不足している」も含めて「不足している」と回答した事業所が48.7%となり、ほぼ同数となった。

複数回答の介護従事者確保のための施策では、「教育・研修機会の充実」をあげた事業所が半数を越え（55.4%）、次に、「仕事や経験を考慮した人事処遇」（43.0%）が続いた。3.1の間3の介護サービスを提供する上での工夫で、64%の事業所が「研修による介護従事者の質向上」を選択していたこととあわせて考えると、介護従事者の質の向上による他事業所との差別化、さらに、それと連動する形での介護従事者のためのキャリア・パスの構築が、今後の介護サービス事業にとって重要なポイントであることが示唆された。

介護従事者としての外国人労働者受け入れの必要性について、「早期の実現を望んでいる」も含めた「受け入れの必要性を感じている」事業所は23.4%、「将来的にも受け入れの必要はない」と「現時点では受け入れの必要はない」をあわせた「受け入れの必要性を感じていない」事業所は74.2%であり、外国人労働者の受け入れに消極的な意見が多

数を占めた。

介護福祉士資格取得義務化について、「早期の実現を望んでいる」も含めた「義務化の必要性を感じている」事業所は34%、「将来的にも義務化の必要はない」と「現時点では義務化の必要はない」をあわせた「義務化の必要性を感じていない」事業所は65%であり、介護福祉士資格取得義務化に対しても消極的な意見が多数を占めた。

この介護福祉士資格取得義務化について、その効果と問題点をそれぞれ複数回答でたずねた。介護福祉士資格取得を義務化することの効果としては、「介護従事者の知識・技術の向上」(33.9%)、「介護従事者の社会的地位の向上」(22%)をあげる事業所があった反面、複数回答で効果をたずねているにも関わらず「効果は期待できない」(27.6%)と回答した事業所が多い点が目についた。

逆に、介護福祉士資格取得を義務化することの問題点としては、「介護従事者確保が一層困難になる」をあげた事業所が半数を超え(52.6%)、他の選択肢と比較しても突出していた。介護福祉士を「業務独占」の資格とすることで、介護という仕事の魅力を高めたいとする行政側の期待は、現場関係者からは、介護従事者の確保という点からすれば、いわゆる「諸刃の刃」として受け取られていることが推測できる。また、「問題ない」と答えた事業所は2.5%であった。

介護福祉士資格取得義務化に伴って検討されている准介護福祉士資格の導入について、「賛成」と回答した事業所36.3%、「反対」と回答した事業所60.8%で、反対意見が多数を占めた。

今後、積極的に拡大または充実させていきたい介護サービス事業を複数回答でたずねた結果、「在宅サービス(訪問介護、デイサービス、ショートステイなど)」(60.5%)、「家事代行サービス」(23.5%)、「高齢者専用住宅・住宅型有料老人ホーム」(17%)、「介護予防サービス」(15.9%)、「小規模多機能型サービス」(15.6%)などをあげる事業所が多かった。

今後の介護サービス事業においても「在宅サービス(訪問介護、デイサービス、ショートステイなど)」が中心となると考えている事業所が多いことは言うまでもないが、特筆すべきは、介護保険給付の対象外である「家事代行サービス」の拡大・充実を考えている事業所が多かった点である。3.1問4の介護サービス提供上の問題点で、半数を超える事業所が「生活援助サービスの制限」をあげていたことからわかるように、生活援助サービスは介護保険給付の対象から除外されつつある。しかし、現場では、依然として、生活援助へのニーズが高く、この結果は、そのニーズに保険外の家事代行サービスで対応し

ていこうとする事業所の姿勢を示したものと考えられる。

次の問では、先の問と同じ選択肢で、利用者のニーズは高いが、経営上(利益が出ない、人材の確保が難しいなど)参入できない介護サービス事業を複数回答でたずねた。最も選択の多かったサービスは「夜間対応サービス」(38.4%)で、続いて、「小規模多機能サービス」(26.2%)、「在宅サービス(訪問介護、デイサービス、ショートステイなど)」(25.1%)、「介護予防サービス」(20.6%)などの選択率が高かった。これらのサービスでは、需要と供給のずれを抑えるための行政的措置が望まれていると言えるだろう。

介護保険制度の将来展望についての基本的な考え方をたずねた問では、「制度として定着し、微調整程度で安定的な運用が可能である」とした事業所は20.6%、「介護保険制度の抜本的改革が必要である」とした事業所は76%であった。制度の骨組みそのものを見直す必要性を感じている現場関係者が多いことを示す結果である。

次に、介護保険制度について、そのよい点と改善すべき点をそれぞれ複数回答でたずねた。介護保険制度のよい点としては、「介護の必要な人を社会全体で支えることができる」(45.4%)、「国民全員が公平に介護サービスを享受できる」(35.7%)、「在宅介護を柱としたシステムである」(23.4%)、「市場での競争によりサービスの効率化や質の向上が期待できる」(15.6%)などを選択した事業所が多かった。ただ、19.7%の事業所が介護保険制度のよい点は「特にない」と回答した。

介護保険制度の改善すべき点としては、半数以上の事業所があげたのが「サービスの質と介護報酬の算定要件を結びつける仕組み作りが必要」(54%)であった。続いて、「国民負担を増やしても介護報酬を引き上げる必要がある」(30.5%)、「非営利法人の優遇制度を廃し、民間と同じレベルで競争させる必要がある」(29.6%)などの選択率が高かった。なお、「現制度のままでよい」と回答した事業所は1.6%であった。

次に、項目間のクロス集計をおこなった結果について、その主なものを報告する。

経営状況について「極めて順調である」、「順調である」と回答した事業所を経営状況が「順調」な事業所、「極めて不調である」、「不調である」と回答した事業所を経営状況が「不調」な事業所とした。この経営状況の違いにより、介護サービス事業経営に関わる項目への回答が異なるかどうかを検討する目的でクロス集計をおこなった。

介護サービス提供上の工夫について、「順調」と回答した事業所が、「不調」と回答した事業所よりも選択率が高かったのは、「研修による介護従事者の質向上」、「多様な介護

保険指定サービスの提供」、「医療機関との連携」などである。逆に「不調」と回答した事業所の選択率が高かったのは、「相対契約（横だし）サービスの提供」、「営業地域の拡大」、「営業地域の絞り込み」であった。

介護保険の事業運営上の問題点について、すべての項目で「不調」と回答した事業所が、「順調」と回答した事業所よりも選択率が高かった。特に両者の違いが顕著だったのは、「介護報酬額の設定」、「サービス提供責任者などの配置基準」、「サービス提供責任者の処遇」、「生活援助サービスの制限」などであった。

介護サービス提供上の問題点について、「順調」と回答した事業所と「不調」と回答した事業所の選択率の差が顕著だったのは、「介護従事者確保の困難さ」と「介護報酬額の低さ」であった。前者は、「順調」と回答した事業所の選択率が高く、後者は「不調」と回答した事業所の選択率が高かった。

介護従事者の充足状況について「十分充足している」、「充足しているが十分ではない」と回答した事業所を介護従事者が「充足」している事業所、「極めて不足している」、「不足している」と回答した事業所を介護従事者が「不足」している事業所とした。この介護従事者の充足状況の違いにより、介護従事者の確保に関わる項目への回答が異なるかどうかを検討する目的でクロス集計をおこなった。

従事者確保のための施策について、「充足」と回答した事業所が、「不足」と回答した事業所よりも選択率が高かったのは、「教育・研修機会の充実」、「仕事や経験を考慮した人事処遇」、「直行直帰をやめて、悩みなどを話し合う機会を増やす」の3項目であった。逆に「不足」と回答した事業所の選択率が高かったのは、「他事業所よりも高額な給与」、「養成機関との提携（養成講座の開設）」、「正社員の比率を高める」であった。

介護従事者としての外国人労働者受け入れの必要性について、先の単純集計で述べたように、介護従事者の充足状況のいかんに関わらず受け入れに消極的な意見が多数を占めた。ただ、全体として「必要ない」とする意見が多かった中で、「充足」と回答した事業所の方が「受け入れの必要はない」と回答する傾向が高かったのに対し、「不足」と回答した事業所では「受け入れの必要性を感じている」と回答する傾向が高かった。

介護福祉士資格取得義務化についても、先の単純集計で述べたように、消極的な意見が多数を占めた。ただ、全体として「必要ない」とする意見が多かった中で、「充足」と回答した事業所と「不足」と回答した事業所の比較では、「充足」と回答した事業所の方が「義務化の必要性を感じている」と答える傾向が

高かったのに対し、「不足」と回答した事業所では、「将来的にも義務化の必要性はない」とする強い反対の立場を選択する傾向が高かった。

「社会福祉協議会」、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」と回答した事業所を「社会福祉法人」、データ数の関係で、「NPO」、「協同組合（生協・農協など）」、「社団法人・財団法人」、「その他」と回答した事業所を「その他」にまとめた。これら2つの法人群に民間企業、医療法人を加えた4つの法人間の違いにより、経営状況、介護従事者の充足状況、介護保険制度の改革点の3項目への回答が異なるかどうかを検討する目的でクロス集計をおこなった。

経営状況について、「順調である」と回答している民間企業の割合が他の法人に比べ低いこと、「不調である」と回答している民間企業の割合が他の法人に比べ高いことが認められる。社会福祉法人、医療法人、そしてその他に含まれる法人などの非営利法人に比べて、民間企業は、介護サービス事業の経営状況について厳しい認識を持っていると言えるだろう。

従事者の充足状況について、ここでも、「充足している」と回答している民間企業の割合が他の法人に比べ低いこと、また、「不足している」、「極めて不足している」と回答している民間企業の割合が他の法人に比べ高いことが認められる。

介護保険制度の改革点について、各法人の立場の違いが明確にあらわれた。「非営利法人の優遇制度を廃し、民間と同じレベルで競争させる必要がある」という項目では、民間企業の選択率が突出していた。また、「国民負担を増やしても介護報酬を引き上げる必要がある」という項目でも、民間企業の選択率が他の法人に比べ高い。それに対して、社会福祉法人では、「営利法人の参入を規制する必要がある」という項目で、他の法人より選択率が高く、「サービスの質と介護報酬の算定要件を結びつける仕組み作りが必要」という項目で、民間企業より選択率が高かった。医療法人では、「サービスの質と介護報酬の算定要件を結びつける仕組み作りが必要」という項目で、社会福祉法人同様、民間企業より選択率が高く、「行政機関による監視・規制を強化する必要がある」という項目で、他の法人より選択率が高かった。その他の法人は、おおむね民間企業と社会福祉法人や医療法人との中間的な選択率を示していた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 1 件)

久保 真人「介護サービス事業状況調査」結果報告—経営状況、人材確保の取り組み、制度の改善点、将来展望について—

日本社会福祉学会、2009 年 10 月 10 日、11 日 (未定)、法政大学 多摩キャンパス

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保 真人

同志社大学 政策学部 教授

研究者番号 70205128

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し